

# 赤磐の新しい風

## 百条委員会最終報告

### 再調査と公金の返還を求める

旧吉井町の周匝と是里の土地売買の不正疑惑を、証人喚問や委員による現地調査などを通して調べていた赤磐市の百条委員会は、これまでの調査結果をまとめ市議会に報告しました。

この中で交差点改良の目的で購入した現職の北川市議所有の周匝の土地については、地元からの要望は全くなく、現在も事業に着手されていないことから、購入の必要性はなかったとし、その上価格が常識を遥かに超える高値であったことなど、何らかの外部からの圧力が感じられると述べています。

また行政が支払っている土地取引の登録免許税は登記権利者（北川市議）が支払うべきものであったことを当時の副市長、支所長、建設課長らが知らなかったとは信じ難いことであるとしました。

残土置き場として購入した是里の土地については、現在使用している残土置き

場には十分な余裕があり、また景観や排水処理の方法などについて地元との協議はなされておらず、土地購入は言語道断であると切り捨てました。

また、工事の方法についても急傾斜であり、周辺施設への影響を考えると、副市長が証人喚問で説明した工法では無理であるとした。

こうした調査の対象になった周匝と是里の土地は共に現職の北川市議の所有していたもので、他の議員らに周知されない中で秘密裏に売買が行われており、その時期が、市議が産業建設委員会の委員長

をしていた時期であることから積極的の説明する責任があったとされています。

百条委員会はこうした調査結果から、周匝の土地に



工事のされていない周匝の土地

ついでには北川市議がかねてから欲しかった835㎡の土地を手に入れるために三者契約を思い付き、109㎡余りの自分の土地の購入を市に働きかけた上で、等価交換にするために不当に高い値段になったと推測しました。

また是里の土地については残土置き場として購入するにたる合理的理由は見当たらないとし、ここでも北川市議の強い買い取りの要望があり、市は購入に際し同市議が不動産取得税の支払いを免れるよう、租税特別措置法の適用を受けられる残土置き場とした、と推測しました

こうした行為は北川市議が旧吉井町の職員であった時期に、本人及びその関係

者が所有する土地に対して公金支出や受領が繰り返されて、「悪しきなれ合い」の結果であるとしました。

そして調査結果を締めくくるとに当たり、2件の市による土地

買い取りは、最小の経費で最大の効果を求める地方自治法に、また、経費は必要且つ最小の限度を越えてはならないとする地方財政法に抵触するとして、ただちに返還を求めることにしました。

また北川市議に対しても疑惑の対象になっているにも拘わらず証人喚問に出頭しないなど、議員にあるまじき行為であるとして議会

## 危険なコンポストに注目

### 高額な負担金に疑問

危険なコンポスト事務組合とは平成12年から10年間赤磐市、和気町、岡山市、

備前市が共同で運営して、今年ずさんな経営のため解散される和気・赤磐共同コンポスト事務組合がそうである。今回の問題を簡条書きにしてお知らせします。

①設立から10年間、運営に私たちが市民は関与できなかった。そして組合で決めた今年度の分担金3億2千万円もの尻拭いの負担を背負わされる。

②共同コンポスト事業の内容容に関して、赤磐市議会の

に厳正な態度を求めて行くことにしました。

行政当局に対しては改めて厳密な調査を、また外部監査制度の導入や、地方自治法、市条例の厳正な運用を、また公金の支出に関しては罰則を含めた新たな条例の制定をそれぞれ求めるとともに、議会に対してこのような不祥事が二度と起こらないよう対策を講じていくことを求めました。

チェックが制限されているため質問も意見も言えないこと。

③経営ノウハウのない歴代の和気町長が経営者で、国の補助金と起債による資金もあり、利権議員に振り回されて建設費コストは計画の17億円に対し31億円、製造コストは民間の4倍もかかる無責任経営、おまけに事業をやめても違法な環境整備費を払うとはあきれはてる。

④この事務組合の作った負債は本当に私たちの責任で払わなければならないのか。

不要、不急の土地2ヶ所を購入し赤磐市に損害を与えたとして、井上市長が昨年の1月18日に関係者を告訴したことで赤磐市及び赤磐市議会が抱える様々な課題が見えてきました。

この不祥事は市町村合併の前の旧吉井町時代に端を発した事案ですが、百条委員会への報告にあるように「悪いなれ合い」が合併後の赤磐市に於いても引き続き存在していることは今後に向けての大きな課題と言えます。

また旧吉井町が市町村合併前に処理しておくべき課題が赤磐市に引き継がれている問題も多くあります。不正の元で市が購入した土地が存在し続けている

# 威信を回復できるか 赤磐市議会に今後の課題

ることや、いちごの栽培試験のために市が北川市議の身内から借りていた土地を、事業を終了するに伴って、いちごハウスの撤去費用を支払って返却しているに聞わず北川市議が個人的利益のために利用し続けていることなど、けじめを付けなければなりません。

これらのは市の行政体質にも影響を与えています。「新しい風の会」ではこれまで証拠をもつて二度にわたってこうした問題の監査請求を行っていますが「疑惑はもつともだ」としながらも請求期限が過ぎていくとして却下しています。

調査結果を市民に公開して行政に対する信頼関係を築いて行くことが民主政治の基本です。それを実現させるのは法権限を持つ議会の役割です。その議会に「悪いなれ合い」が横行しているはなるものもありません。

時効だとするならば告訴する権利はありませんが調査権まで奪うものはありません。正すべきは正す、と言う真摯な姿勢が求められているのです。そしてそ

## 市民参加型議会の構築を

議会の役割は政策立案と行政監視に大別されますが、行政の監視をするはずの議会に倫理に反する行為が許されていては市民の立場がありません。そのために必要なのが議会や議員の倫理規定や罰則規定、それに市民が直接参加して意見を述べらる仕組みなどを盛り込んだ議会基本条例の制定です。

全国どこの自治体もそうですが赤磐市も当然二元代表制を採っています。即ち、首長と議会です。その両者は共に市民が選挙で選んだものです。従って行政に民意が反映されているはずですから議会への市民参加を敢えて議

会が保障する必要はないとも言えますが、議会の傍聴者になんら権利が与えられていない現状からすれば、民主主義を実現するためにはやむを得ない措置と考えています。

北川議員、辞職せよ！  
6月29日、議会の最終日に傍聴に行き、おつたまげた！  
こんな情けない議会が他の市町村にあるだろうか？

6月議会最終日には、北川議員の出頭拒否の告発に反対する姿勢が市民にばれるので、反対議員が無記名投票に賛成。思い  
起こせ もう限界です！  
ば、百  
条委員  
会を設  
置する  
かどうか  
かでベテラン議員二人が  
反対討論されました。5  
人の議員が反対し、賛成  
15で可決されました。

## 北川議員、市民から 辞職を勧告します！

「赤磐の新しい風」の会への「ご参加の」ご連絡を  
をお待ちしています。※入会金は百円  
事務局  
住所 赤磐市山陽4丁目2の30  
Tel・Fax 086・955・3633  
「赤磐の新しい風」の会事務局

北川議員、市民から  
辞職を勧告します！  
あるとの噂も耳にします。議員を辞職してほしい！誰が見ても正しい事、正しくないこと事はよく分かるのです！  
いろいろ思いつくまま書きましたが、新しい風の会で知り、傍聴し、あなたの方の議会の正常化への努力に賛同し、カンパ、配布に協力させて戴きます！  
腹が煮えくりかえる思いで投稿しました！  
ガンバレ！ 一市民より

北川議員、市民から  
辞職を勧告します！  
あるとの噂も耳にします。議員を辞職してほしい！誰が見ても正しい事、正しくないこと事はよく分かるのです！  
いろいろ思いつくまま書きましたが、新しい風の会で知り、傍聴し、あなたの方の議会の正常化への努力に賛同し、カンパ、配布に協力させて戴きます！  
腹が煮えくりかえる思いで投稿しました！  
ガンバレ！ 一市民より

## 百条委員会設置に 5人の議員が反対

昨年1月に設置された百条委員会ですが、この設置の賛否を問う表決では5人の議員が反対しました。  
議会在自ら真相を明らかにしようというのに反対者がいることが不思議です。

反対議員  
山田、樺野、小引  
北川、大口

喚問不出頭による  
荒島前市長の告発  
に11人の議員が反対

賛成10、反対10  
佐藤議長反対で否決  
(原田(賛成)は退場)  
賛成議員 小倉、岡崎  
小田、下山、海野  
実盛、福木、山下  
川澄、行本

反対議員 山田、森川  
樺野、小引、北川  
松田、大口、川手  
金谷、治徳